

東京都循環器病対策推進計画とは

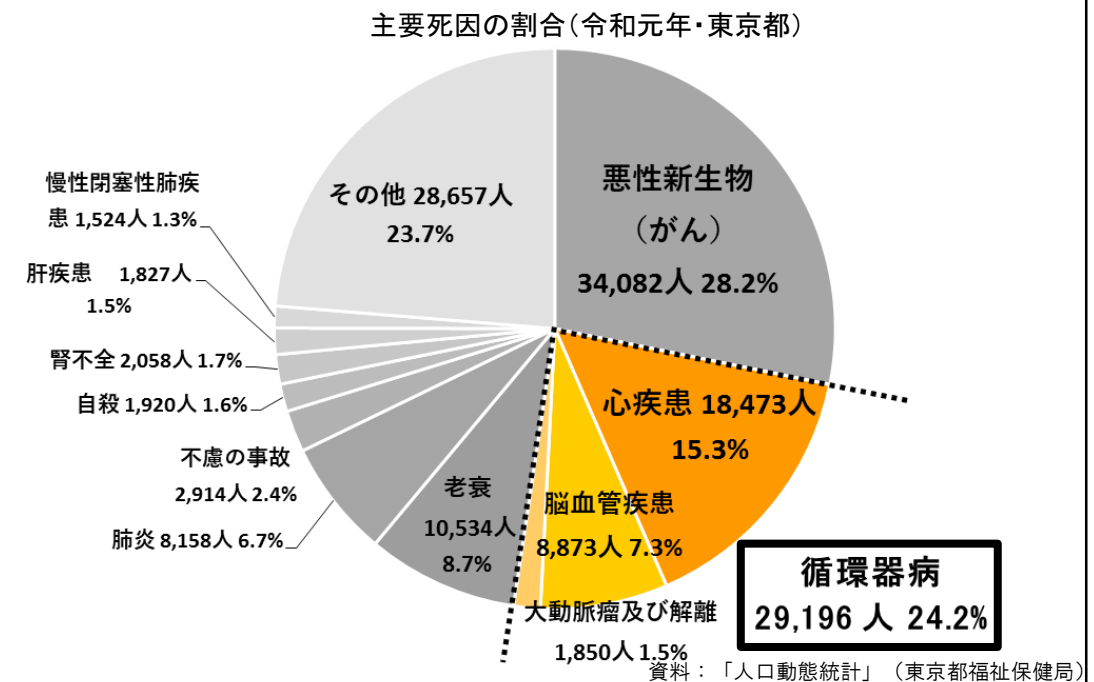
- 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向性を定める計画

（計画期間）令和3年度から令和5年度までの3年間（以降は、6年ごとに見直し）

計画策定の考え方

東京都の循環器病を取り巻く状況

- 循環器病（心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈瘤）はがんに次いで主要死因割合の第2位（24.2%）
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病（心・循環器疾患及び脳血管障害）が最も多く、全体の約1割
- 救命救急センター（26施設）、脳卒中急性期医療機関（164施設）、CCU医療機関（73施設）等により救急患者を受入れ



計画のポイント

東京の強みを生かし、医療・介護・福祉サービス提供体制と一体的に循環器病対策を推進するため、東京都保健医療計画におけるグランドデザインの実現に向けた4つの基本目標ごとに、東京独自の循環器病対策の方向性を取りまとめ

東京都循環器病対策推進計画（案）の構成

第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

- 1 はじめに
- 2 他の計画との整合と計画期間

第2章 東京の循環器病を取り巻く状況

第3章 「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指した循環器病対策の方向性

「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた4つの基本目標ごとに循環器病対策の方向性を提示

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

第4章 計画の推進主体の役割

「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指した循環器病対策の方向性

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

- ◎ 救命救急センターを中心としたネットワークの構築
- 医療連携の推進
- 救急搬送体制の整備

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

- 医療連携の推進
- リハビリテーション体制の充実
- 緩和ケアの推進
- 小児期・若年期から配慮が必要な患者に対する医療の提供

III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

- 循環器病の予防・健診の普及、知識の普及啓発
- 医療・介護連携の推進
- 在宅におけるリハビリテーションの取組
- 緩和ケアの取組
- 治療と仕事の両立支援・就労支援
- 相談支援の充実

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

- 高度・先進的医療を担う人材の確保・育成
- 在宅療養を支える人材の確保・育成
- 相談支援を担う人材の確保・育成